

議案第 4 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成21年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

## 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の所管に係る教育職員の免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習（免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下「更新講習」という。）の課程を修了したことについての確認（以下「更新講習修了確認」という。）、その期限の延期及び更新講習の受講免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新講習を受講できる者)

第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県及び市町村の教育委員会の職員となっているものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 県及び市町村の教育長の職にある者
- (2) 県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる部課（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者
- (3) 県及び市町村の教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、更新講習を受講することが必要なものとして県教育委員会が認める者

2 講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、沖縄県又は沖縄県内の市町村、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第3条第2項において同じ。）、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）であって講習規則第9条第1項第3号ニの規定により文部科学大臣が指定したものの職員となっているものであって、更新講習を受講することが必要なものとして県教育委員会が認めるもの
- (2) 沖縄県内に学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）の理事
- (3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に準ずる者として県教育委員会が認める者

(更新講習修了確認を受ける義務を課す者)

第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県及び市町村の教育委員会の職員となっているものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる者
- (2) 前号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者その他これに準ずる職にある者として県教育委員会が認める者

2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き沖縄県又は沖縄県内の市町村若しくは国立大学法人の職員となっているものであって、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- (2) 沖縄県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事
- (3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に準ずる者として県教育委員会が認める者

(更新講習を受ける必要がない者)

第4条 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号の免許管理者が定める者は、前条第1項に掲げる者とする。

2 施行規則第61条の4第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 第2条第2項第1号に掲げる者のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

(2) 前条第2項第2号に掲げる者

第5条 改正省令附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、第3条第1項に掲げる者とする。

2 改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、第3条第2項第1号及び第2号に掲げる者とする。

(県教育委員会が指定する表彰)

第6条 施行規則第61条の4第5号に規定する免許管理者が指定する表彰は、次に掲げるもので、免許状の有効期間の満了の日までの10年間に行われたものとする。

(1) 文部科学大臣による表彰

(2) 沖縄県教育関係職員表彰規程(昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号)第2条第1項の個人の表彰

(3) 前2号に定めるもののほか、前2号に定めるものに基づき県教育委員会が認めるもの

第7条 改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰は、前条各号に掲げるもので、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)附則第2条第3項に規定する更新講習修了確認の期限となる日までの10年間に行われたものとする。

(有効期間の更新の申請)

第8条 免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 有効期間更新申請書(第1号様式)

(2) 免許状の写し又は免許状授与証明書

(3) 施行規則第61条の10に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新又は延長に関する証明書(有効期間内のものに限る。)

(4) 免許法第7条第4項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第61条の4各号に掲げる者に該当する者が申請する場合における免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 免許状更新講習免除による有効期間更新申請書(第2号様式)

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる書類

(3) 第6条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(4) 施行規則第61条の4第6号に規定する文部科学大臣が定める者に該当する者にあつては、その旨を証する書類

(有効期間の延長の申請)

第9条 施行規則第61条の9第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 有効期間延長申請書(第3号様式)

(2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる書類

(3) 免許法第9条の2第5項に規定するやむを得ない事由を証する書類

(旧免許状所持者の申請)

第10条 改正省令附則第9条第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 改正省令附則第9条第1項第1号に規定する申請 次のアからエまでに掲げる書類

ア 更新講習修了確認申請書(第4号様式)

イ 免許状の写し又は免許状授与証明書

ウ 改正省令附則第18条各号に掲げる証明書(修了確認期限内のものに限る。)

エ 免許法第7条第4項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書

(2) 改正省令附則第9条第1項第2号に規定する申請 次のア及びイに掲げる書類

ア 改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書(第5号様式)

イ 前号イ及びエに掲げる書類

(3) 改正省令附則第9条第1項第3号に規定する申請 次のアからウまでに掲げる書類

ア 修了確認期限延期申請書(第6号様式)

イ 第1号イ及びウに掲げる書類

ウ 改正法附則第2条第4項前段に規定するやむを得ない事由に該当する者にあつては、当該事由を証する書類

(4) 改正省令附則第9条第1項第4号に規定する申請 次のアからエまでに掲げる書類

ア 免許状更新講習免除申請書(第7号様式)

イ 第1号イ及びウに掲げる書類

ウ 第7条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

エ 改正省令附則第10条第1項第6号に規定する文部科学大臣が定める者に該当する者にあつては、その旨を証する書類

(証明書の再交付)

第11条 施行規則第61条の10又は改正省令附則第15条に規定する証明書の再交付を受けようとする者は、証明書再交付申請書(第8号様式)を県教育委員会に提出しなければならない。

(手数料)

第12条 第8条から前条までの規定に係る申請をする者は、沖縄県教育委員会関係手数料条例(平成12年沖縄県条例第55号)及び沖縄県証紙条例(昭和47年沖縄県条例第94号)の定めるところにより、その手数料を沖縄県収入証紙をもって納付しなければならない。

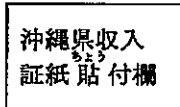
(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習修了確認、更新講習修了確認の延期及び更新講習の受講免除に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式(第8条関係)



有効期間更新申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年	月	日
現住所		電話			
勤務(予定)校・機関		職名	本籍地		

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、免許状の有効期間の更新を申請します。

1 更新を申請する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている本籍地

--	--	--	--	--	--

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

第2号様式(第8条関係)

沖縄県収入  
証紙貼付欄

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
現住所	電話		
勤務校・機関	職名	本籍地	

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除による免許状の有効期間の更新を申請します。

1 免除事由

--

2 更新を申請する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

（証明者名） 印

第3号様式（第9条関係）

沖縄県収入  
証紙貼付欄

有効期間延長申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

よりがな 氏名	印	生年月日	年 月 日
現住所	電話		
勤務校・機関	職名	本籍地	

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の9の規定により、免許状の有効期間の延長を受けることを申請します。

1 延長事由

（事由）	（期間）
	年 月 日 ~ 年 月 日

2 延長前の有効期間及び延長を申請する有効期間

延長前の有効期間	延長を申請する有効期間
年 月 日	年 月 日

3 更新を申請する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の5に規定する事由に該当

する者であることを証明する。

年 月 日

(証明者名) 印

第4号様式 (第10条関係)

沖縄県収入  
証紙貼付欄

更新講習修了確認申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

ふりがな 氏名	印	生年月日	年	月	日
現住所		電話			
勤務(予定)校・機関		職名	本籍地		

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

第5号様式 (第10条関係)

沖縄県収入  
証紙貼付欄

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律  
附則第2条第3項第3号の確認申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

ふりがな 氏名	印	生年月日	年	月	日
現住所	電話				
勤務(予定)校・機関	職名	本籍地			

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

第6号様式(第10条関係)

沖縄県収入  
証紙貼付欄

修了確認期限延期申請書



ふりがな 氏 名	印	生年月日	年	月	日
現住所		電話			
勤務校・機関		職名	本籍地		

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項の規定に基づき、修了確認期限の延期を受けることを申請します。

1 延期事由

(事 由)	(期 間)
	年 月 日 ~ 年 月 日

2 延期前の修了確認期限及び延期を申請する修了確認期限

延期前の修了確認期限	延期を申請する修了確認期限
年 月 日	年 月 日

3 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条に規定するに事由に該当する者であることを証明する。

年 月 日

(証明者名) 印

第7号様式（第10条関係）

沖縄県収入  
証紙貼付欄

免許状更新講習免除申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年	月	日
現住所	電話				
勤務校・機関	職名	本籍地			

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項  
 括弧書き及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第  
 1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除  
 を受けることを申請します。

1 免除事由

--

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載さ れている氏名	免許状に記 載されてい る本籍地

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第  
 10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者名) 印

第8号様式（第11条関係）

沖縄県収入 証紙貼付欄
----------------

証明書再交付申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年	月	日
-------------	---	------	---	---	---

現住所	電話	
勤務(予定) 校・機関	職名	本籍地

1 再交付を申請する証明書（該当する証明書を○印で囲んでください。）

- (1) 有効期間更新証明書
- (2) 有効期間延長証明書
- (3) 更新講習修了確認証明書
- (4) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書
- (5) 修了確認期限延期証明書
- (6) 免許状更新講習免除証明書

2 破損又は紛失した証明書の交付年月日 :       年   月   日

3 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている本籍地

4 免許状の有効期間の末日又は免許状更新講習修了確認期限 :       年   月   日

## 規則案の概要の説明

部課名 教育庁義務教育課

### 1 件名

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則

### 2 制定の経緯及び必要性

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律98号）の施行により、教員免許更新制が導入されることに伴い、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号及び第34号。以下「改正省令」という。）及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）に基づき、新たに都道府県教育委員会で定めることとされている事項及び教員免許更新制の各種手続に必要な申請様式等について、規定する必要がある。

### 3 制定案の概要

- (1) この規則の趣旨について定める。（第1条）
- (2) 免許管理者（都道府県教育委員会）が定めることとされている事項について定めることとする。（第2条から第7条まで）
  - ア 更新講習規則第9条第1項第2号及び第3号の規定による、免許状更新講習を受講できる者の指定（第2条）
  - イ 改正省令附則第3条第2号及び第3号の規定による、免許状更新講習の修了確認の義務を課す者の指定（第3条）
  - ウ 免許法施行規則第61条の4第2号、第4号及び第5号の規定による、免許状更新講習の受講免除対象者の指定（第4条から第7条）
- (3) 教員免許更新制の各種手続に必要な様式、添付書類及び手数料の納入方法について定める。（第8条から第10条まで）
- (4) 証明書の再交付について定める。（第11条）
- (5) 手数料について定める。（第12条）
- (6) この規則に定めるもののほか、必要な事項は、県教育長が定める。（第13条）
- (7) この規則は、平成21年4月1日から施行する。（附則）

#### 4 根拠法令

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）
- (2) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文科省令第26号）
- (3) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）
- (4) 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）
- (5) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号及び第34号）